

新旧対照表

○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

| 新  | 旧  |
|--|--|
| <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 条例附則第 5 項に規定する規則で定める日は、平成33年 3 月31日とする。</p> | <p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 条例附則第 5 項に規定する規則で定める日は、平成30年 3 月31日とする。</p> |